



# 宮古島市ひとり親家庭等 認可外保育施設利用料補助事業

## ☆目的☆

『認可保育所に申し込みをしたが、空きがない等の理由で、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭への支援』として、ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とする。

## ☆対象条件☆

- check ※※以下のすべての条件に該当する方が対象となります※※
- 児童扶養手当の支給要件または、宮古島市母子父子及び家庭等医療費助成事業の受給資格を満たしている
  - 宮古島市の認可保育所に入所申し込みをしたが、定員に空きがないなどの理由により入所できない（※注）
  - 宮古島市より保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者（2号、3号認定）

### （※注）について

利用可能な認可保育所があるにもかかわらず、私的な理由により入所をことわった場合は対象となりません。

## ☆利用料減免額☆

子どもが利用する保育施設が定める利用料から、子ども・子育て支援法に基づき宮古島市が定める利用者負担額（認可保育所に入所した場合の保育料）を控除した額（上限 26,000 円）

## ☆申請手続きの流れ☆



### ※申請をおこなうときに保護者が持参するもの※

- ① 児童扶養手当受給者証の写し、又は、宮古島市母子及び父子家庭医療費受給者証の写し
- ② 認可外施設利用証明書（子どもが利用する保育施設が作成します）
- ③ 利用している保育施設の年齢別の利用料がわかる資料
- ④ 支給認定書（市町村から発行されます）
- ⑤ 不承諾通知書（市町村から発行されます）
- ⑥ 印鑑

## ☆変更及び利用資格喪失の届出☆

- ① 利用者が宮古島市外に転出する場合は、必ず児童家庭課保育係に届け出てください。
- ② 利用者が対象条件に該当しなくなったときは、速やかに児童家庭課保育係に届け出てください。

お問い合わせ 宮古島市役所 児童家庭課 ☎ 73-1966